

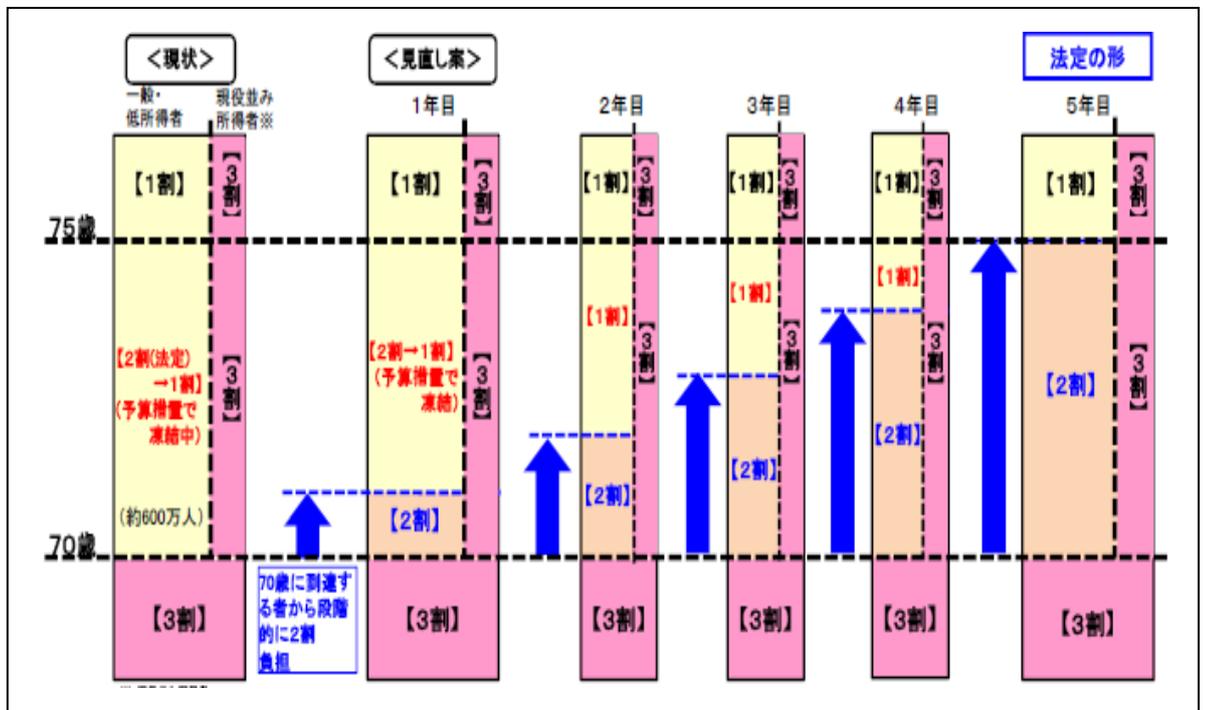
国民健康保険の一部負担割合引上げ(案)について

- 施行期日…平成26年4月1日
- 改正内容…軽減特例措置実施要綱(国)の改正

1割に凍結している70～74歳の医療費の一部負担割合について、2割へ段階的に引上げる。

4月以降に新たに70歳に到達した人から、段階的に本来の2割負担に移行するもので、3月末までに70歳となっていれば1割負担が継続する。

引上げの移行図



【参考】

高齢受給者(70～74歳)証の所得による判定(現行)

- ・市県民税課税所得(課税標準額)の金額によって、以下の表の2通りのいずれかに判定されます。

市県民税課税所得	一部負担金の割合
判定対象者のうち最多所得の人が145万円以上	3割
判定対象者全員が145万円未満	1割

判定対象者・・・同一世帯で国民健康保険に加入している70歳～74歳までの方

国民健康保険の高額療養費見直し(案)について

- 施行期日…平成27年1月1日
- 改正内容…国保法政令の一部改正

負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する。

同じ人が同じ月内に医療機関に支払った一部負担額が負担限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として払い戻される制度です。

ア. 70歳未満の方の高額療養費について

現 行		改正後	
世帯区分	自己負担限度額(月額) 〈 >内は年4回目以降	世帯区分	自己負担限度額(月額) 〈 >内は年4回目以降
上位所得 (旧但し書所得が 600万円超)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 〈83,400円〉	(旧但し書所得 901 万円超～)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈140,100円〉
		(旧但し書所得 600 万円～約901万円)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈93,100円〉
一 般 (上位所得, 低所 得者以外)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉	(旧但し書所得 210 万円～600万円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉
		(旧但し書所得 210 万円以下)	57,600円 〈44,400円〉
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 〈24,600円〉	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 〈24,600円〉

イ. 70歳から74歳の方の高額療養費について

【据え置き】

区 分	入院+外来	
	外来の限度額	
一定以上所得者 (課税所得 145万円以上)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 ※年4回目以降 44,400円
一 般 所 得 者 (課税所得 145万円未満)	12,000円	44,400円
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税)	8,000円	24,600円
低 所 得 Ⅰ (住民税非課税、年 金収入 80万円以下)	8,000円	15,000円